

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により垂水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和3年12月24日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和3年12月24日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー垂水店

垂水市中央町32番2号 外1筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

令和3年2月26日

3 意見の概要

- (1) 対象施設の周辺は住宅街となっており、また、近隣に認知症対応型共同生活介護施設があるため、アイドリングストップを行うなど、騒音の低減に努めること。
- (2) 地域住民等から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応すること。